

# 《 事務所ニュース 2024年3月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 令和6年度の年金額改定について

令和6年1月19日、総務省より公表され、令和5年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率3.2%引上げ、名目手取り賃金変動率は3.1%引上げ、マクロ経済スライドによる調整率は▲0.4%と発表されました。

年金額は、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、法律により名目手取り賃金変動率3.1%からマクロ経済のスライドによる調整率▲0.4%を引いた額が令和6年度の年金額になります。

よって令和6年度年金額は+2.7%になります。

令和6年度の年金額の例

	令和6年度 (月額)
国民年金 ※1（老齢基礎年金 (満額)：1人分)	68,000 円 (+1,750 円)
厚生年金 ※2（夫婦2人分の老齢基礎 年金を含む標準的な年 金額)	230,483 円 (+6,001 円)

※1 昭和31年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金（満額1人分）は、月額67,808円（対前年度比+1,758円）です。

※2 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

## 【在職老齢年金について】

在職老齢年金は、賃金（賞与込み月収）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止する仕組みです。令和6年度の支給停止調整額は以下の通りです。

	令和5年度	令和6年度
支給停止調整額	48万円	50万円

## 健康保険料率及び介護保険料の変更

2024年3月から（4月納付分）

全国健康保険協会は、令和6年度の都道府県単位の健康保険料率を改定すると公表しました。また、全国一律の介護保険料率については、1,60%に引き上げ変更になります。

変更は令和6年3月（4月納付分）からです。

従業員からは、4月に支給する給与から変更の保険料を控除してください。

全額表示	健康保険	合計保険料
千葉県	9.77%	11.37%
東京都	9.98%	11.58%
埼玉県	9.78%	11.38%

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行